

第1回

松江市・東出雲町 合併任意協議会

会議資料



日時：平成21年12月1日（火）午後3時

場所：ホテル白鳥

目 次

| | |
|---|----|
| 1 . 松江市・東出雲町合併任意協議会規約について | 1 |
| 2 . 議事 | |
| 報告(1) 松江市・東出雲町合併任意協議会設置の経緯について | 4 |
| 報告(2) 両市町の概要について | 5 |
| 報告(3) 松江市・東出雲町の合併将来構想について(別添) | |
| 報告(4) 松江市・東出雲町合併任意協議会の監査委員の指名について | 9 |
| 報告(5) 松江市・東出雲町合併任意協議会専門部会規程の制定について | 10 |
| 報告(6) 松江市・東出雲町合併任意協議会委員の報酬に関する規程の制定について | 13 |
| 議案(1) 松江市・東出雲町合併任意協議会会議運営規程の制定について | 15 |
| 議案(2) 松江市・東出雲町合併任意協議会会議傍聴規程の制定について | 18 |
| 議案(3) 協議会の具体的所掌事務及び検討スケジュールについて | 21 |
| 議案(4) 合併に関する協議項目及びその調整方針について | 24 |
| 議案(5) 平成21年度松江市・東出雲町合併任意協議会歳入歳出予算について | 35 |

1 . 松江市・東出雲町合併任意協議会規約について

松江市・東出雲町合併任意協議会規約の制定について

松江市長と東出雲町長が協議をした結果、別紙のとおり松江市・東出雲町合併任意協議会規約を平成21年12月1日付で制定したので報告する。

平成21年12月1日報告

松江市・東出雲町合併任意協議会会長 松 浦 正 敬

(別紙)

松江市・東出雲町合併任意協議会規約

(協議会の設置)

第1条 松江市及び東出雲町(以下「両市町」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)第3条第1項の規定に基づく合併協議会(以下「法定協議会」という。)の設置に関する基本的事項等について協議するため、松江市・東出雲町合併任意協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(協議会の事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 両市町の合併に向けた課題の調整
- (2) 法定協議会設置の準備に必要な事項の協議
- (3) 両市町の住民への協議経過等の情報の提供
- (4) 前3号に掲げるもののほか合併に関する協議

(事務所)

第3条 協議会の事務所は、松江市末次町86番地(松江市役所内)に置く。

(組織)

第4条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第5条 会長は、松江市長をもって充てる。

2 副会長は、東出雲町長及び両市町の議会の議長をもって充てる。

(委員)

第6条 委員は、次の者をもって充てる。

- (1) 両市町の長
- (2) 両市町の副市町長各1名
- (3) 両市町の議会の議長及び議会の選出議員各2名
- (4) 両市町の長が定めた住民代表者各6名以内

2 委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長の職務)

第7条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 委員の3分の1以上の者から会議の招集請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。

3 会議の開催場所及び日時は、会議に付すべき事項とともに会長が予め委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第 9 条 会議は、在任委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議の議事及びその他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(関係職員等の出席)

第 10 条 会長は、必要に応じて両市町の職員を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(小委員会)

第 11 条 協議会は、その事務の一部について調査及び審議をさせるため小委員会を置くことができる。

2 小委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、必要に応じ、会長が別に定める。

(専門部会)

第 12 条 第 2 条各号に掲げる事項を専門的に協議又は調整するため、協議会に専門部会を置く。

2 専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第 13 条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第 14 条 協議会に要する経費は、両市町が協議して負担する。

(監査)

第 15 条 協議会の出納の監査は、委員のうちから会長が指名する者(以下「監査委員」という。)
2 人が行う。

2 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第 16 条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬)

第 17 条 協議会は、委員に報酬を支給しなければならない。ただし、地方公共団体の常勤の職員又は議会の議員である者については、報酬を支給しない。

2 前項に定める報酬の額及び支給方法については、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第 18 条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日を持って打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第 19 条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。

2. 議事

報告(1)

松江市・東出雲町合併任意協議会設置の経緯について

| 年 月 日 | 内 容 |
|-------------------|--|
| 平成21年 3月30日 | 鞆嶋東出雲町長から松浦松江市長へ松江市との広域行政研究会の設置要望書を提出 |
| 6月 5日 | 町政研究会から「松江市との合併推進に対する要望書」提出(6月11日回答) |
| 6月12日 | 第1回広域行政研究会開催(県市町村振興センター) |
| 7月22日 | 第2回広域行政研究会開催(県市町村振興センター) |
| 8月31日 | 第3回広域行政研究会開催(県市町村振興センター) |
| 10月 5日 | 第4回広域行政研究会開催(県市町村振興センター) 「松江市・東出雲町の合併将来構想」をとりまとめる |
| 10月 9日 ~10月23日 | 東出雲町住民説明会実施 |
| 11月 2日 | 東出雲町議会全員協議会において「松江市・東出雲町合併任意協議会の設置について」了承 |
| 11月12日 | 東出雲町長及び東出雲町議会議長から松江市長及び松江市議会議長へ松江市との合併任意協議会設置の要望書を提出 |
| 11月16日 | 松江市議会全員協議会において「松江市・東出雲町合併任意協議会の設置について」了承 |

報告（２）

両市町の概要について

人口

人口と世帯【平成 17 年 10 月】

| | 合併後の市 | 松江市 | 東出雲町 |
|-----------|-----------|-----------|----------|
| 人口（H17） | 210,796 人 | 196,603 人 | 14,193 人 |
| 世帯数（H17） | 78,237 世帯 | 73,717 世帯 | 4,520 世帯 |
| 昼間人口（H17） | 217,911 人 | 205,457 人 | 12,454 人 |

資料：平成 17 年国勢調査

【平成 21 年 10 月 1 日現在】

| | 合併後の市 | 松江市 | 東出雲町 |
|------|-----------|-----------|----------|
| 推計人口 | 208,882 人 | 194,402 人 | 14,480 人 |

山口市 = 192,140 人 甲府市 = 198,432 人 鳥取市 = 198,249 人 佐賀市 = 238,210 人

年齢別人口割合【平成 17 年 10 月】

| | 合併後の市 | 松江市 | 東出雲町 |
|-------------------|-------|-------|-------|
| 年少人口割合（0 歳～14 歳） | 14.1% | 13.9% | 17.8% |
| 生産人口割合（15 歳～64 歳） | 63.7% | 63.7% | 62.5% |
| 高齢人口割合（65 歳～） | 22.2% | 22.4% | 19.7% |

資料：平成 17 年国勢調査

就業人口と構成比【平成 17 年 10 月】

| | 合併後の市 | 松江市 | 東出雲町 |
|-------------|-----------|----------|---------|
| 第 1 次産業就業人口 | 5,913 人 | 5,499 人 | 414 人 |
| | 5.8% | 5.8% | 5.7% |
| 第 2 次産業就業人口 | 20,622 人 | 18,323 人 | 2,299 人 |
| | 20.2% | 19.4% | 31.9% |
| 第 3 次産業就業人口 | 75,361 人 | 70,855 人 | 4,506 人 |
| | 74.0% | 74.8% | 62.4% |
| 計 | 101,896 人 | 94,677 人 | 7,219 人 |

資料：平成 17 年国勢調査

地目別面積【平成 19 年】

| | 総面積 | 水田・畑地 | 山林 | 可住地面積 |
|----------|-------------------------|------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 合併後の市の面積 | 572.91 k m ² | 68.83 k m ² | 241.17 k m ² | 100.04 k m ² |
| 構成比 | 100% | 12% | 42% | 17% |
| 松江市面積 | 530.27 k m ² | 62.3 k m ² | 223.3 k m ² | 90.9 k m ² |
| 東出雲町面積 | 42.64 k m ² | 6.53 k m ² | 17.87 k m ² | 9.14 k m ² |

資料：総面積 = 国土交通省国土地理院、地目別面積 = 固定資産関係資料

産業【平成 19 年（農業算出額は平成 18 年）】

出荷額等

| | 合併後の市 | 松江市 | 東出雲町 | 島根県 |
|------------------|-------------|-------------|------------|---------------|
| 年間商品販売額 (H19) | 575,320 百万円 | 539,766 百万円 | 35,554 百万円 | 1,421,377 百万円 |
| 製造品出荷額等 (H19) | 137,892 百万円 | 96,462 百万円 | 41,430 百万円 | 1,201,501 百万円 |
| 農業産出額(H18) | 5,910 百万円 | 5,290 百万円 | 620 百万円 | 62,500 百万円 |

資料：年間商品販売額 = 商業統計調査、製造品出荷額等 = 工業統計調査

農業産出額 = 農林水産省生産農業所得統計

農家、事業所、商店数

| | 合併後の市 | 松江市 | 東出雲町 |
|---------------------|-----------|-----------|---------|
| 農家数 | 5,925 戸 | 5,463 戸 | 462 戸 |
| 漁業経営体数 | 1,056 経営体 | 1,042 経営体 | 14 経営体 |
| 製造加工事業所数（従業者 4 人以上） | 327 所 | 269 所 | 58 所 |
| " 従業者数 | 7,670 人 | 5,556 人 | 2,114 人 |
| 卸売・小売業商業事業所数 | 2,675 店 | 2,549 所 | 126 所 |
| " 従業者数 | 18,881 人 | 17,885 人 | 996 人 |

資料：農家数 = 2005（平成 17）年農林業センサス農林業経営体調査

漁業世帯数 = 2003（H15）年漁業センサス調査

製造加工事業所 = 平成 19 年工業統計調査、卸売・小売業商業事業所 = 平成 19 年商業統計調査

財政

決算収支

(単位:百万円)

| | 松江市 | | 東出雲町 | |
|------------|--------|--------|-------|-------|
| | H19 | H20 | H19 | H20 |
| 歳入 | 90,689 | 92,149 | 5,541 | 5,537 |
| 歳出 | 90,044 | 87,807 | 5,486 | 5,315 |
| 形式収支 | 646 | 4,342 | 56 | 221 |
| 繰越財源 | 197 | 2,809 | 0 | 28 |
| 実質収支 | 448 | 1,534 | 55 | 194 |
| 単年度収支 | 148 | 1,086 | 58 | 138 |
| 積立金 | 7 | 8 | 1 | 1 |
| 繰上償還金 | 2,033 | 764 | 90 | 30 |
| 積立金収崩額 | 344 | 0 | 0 | 0 |
| 実質単年度収支 | 1,549 | 1,858 | 34 | 169 |
| 地方税 | 26,802 | 27,234 | 1,550 | 1,592 |
| 財政力指数(3ヵ年) | 0.593 | 0.595 | 0.450 | 0.468 |
| 公債費比率 | 21.6 | 19.2 | 22.8 | 21.5 |

教育等施設

幼稚園、保育所、小・中学校、高等学校

| | 松江市 | 東出雲町 |
|--------------|---------|--------|
| 幼稚園数(H20) | 34園 | 3園 |
| 幼稚園在園者数(H20) | 1,874人 | 153人 |
| 保育所数(H18) | 48所 | 3所 |
| 保育所在所児数(H18) | 4,689人 | 359人 |
| 小学校数(H20) | 35校 | 3校 |
| 小学校児童数(H20) | 10,966人 | 1,077人 |
| 小学校教員数(H20) | 717人 | 67人 |
| 中学校数(H20) | 19校 | 1校 |
| 中学校生徒数(H20) | 5,918人 | 431人 |
| 中学校教員数(H20) | 461人 | 29人 |
| 高等学校数(H20) | 12校 | 0校 |
| 高等学校生徒数(H20) | 6,631人 | 0人 |

資料：幼稚園、小学校、中学校及び高等学校 = 学校基本調査

保育所 = 社会福祉施設等調査

組織

議員定数（平成 21 年 10 月 1 日現在）

| | 松江市 | 東出雲町 |
|------|----------|----------|
| 議員定数 | 34 人 | 16 人 |
| 任期 | H25.4.23 | H22.9.30 |

執行機関

| | 松江市 | 東出雲町 |
|---------------|-------------------------|---------------|
| 市長・町長任期 | H25.4.23 | H23.8.31 |
| 副市長・副町長定数及び任期 | 2 名、H25.5.19 と H24.3.30 | 1 名、H23.10.30 |
| 職員数 | 2,389 人 | 111 人 |
| 普通会計職員数 | 1,653 人 | 95 人 |
| 公営企業職員数 | 736 人 | 16 人 |

資料：職員数は、平成 20 年度給与実態調査

報告（3）

松江市・東出雲町の合併将来構想について（別紙参照）

報告（４）

松江市・東出雲町合併任意協議会の監査委員の指名について

松江市・東出雲町合併任意協議会規約 15 条第 1 項の規定に基づき、協議会の監査委員について、下記の者を指名したので報告する。

平成 21 年 12 月 1 日報告

松江市・東出雲町合併任意協議会会長 松 浦 正 敬

記

| 選出市町名 | 氏 名 |
|---------|---------|
| 松 江 市 | 三 島 良 信 |
| 東 出 雲 町 | 野 津 勝 |

報告（５）

松江市・東出雲町合併任意協議会専門部会規程の制定について

松江市・東出雲町合併任意協議会規約第 12 条第 2 項の規定に基づき、松江市・東出雲町合併任意協議会専門部会規程を別紙のとおり定めたので報告する。

平成 21 年 12 月 1 日報告

松江市・東出雲町合併任意協議会会長 松 浦 正 敬

(別紙)

松江市・東出雲町合併任意協議会専門部会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、松江市・東出雲町合併任意協議会規約(以下「規約」という。)第12条第2項の規定に基づき、松江市・東出雲町合併任意協議会専門部会(以下「専門部会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 専門部会は、松江市・東出雲町合併任意協議会会長(以下「会長」という。)の指示を受け、規約第2条各号に掲げる事項について、専門的に協議又は調整を行うものとする。

(組織)

第3条 専門部会の組織は、別表のとおりとする。

2 専門部会の職員は、松江市及び東出雲町の長が指名する職員をもって充てる。

(役員)

第4条 専門部会に、次の役員を置く。

(1) 部会長

(2) 副部会長

2 役員は、専門部会の職員の互選により選出する。

(役員の職務)

第5条 部会長は、専門部会を代表し、会務を掌理する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門部会の会議は、会長の要請により、又は部会長が必要に応じて随時開催するものとする。

2 部会長は、会議の議長となる。

3 部会長は、必要に応じて関係職員の出席を求めることができる。

4 専門部会は、必要に応じて関係する他の部会と合同の会議を開催することができる。

(分科会)

第7条 専門部会に、必要に応じて分科会を設置することができるものとする。

(報告)

第8条 部会長は、専門部会の協議経過及び結果について、会長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 専門部会の庶務は、規約第13条第1項に規定する協議会の事務局において処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

別表（第3条関係）専門部会

| 専門部会名 | 所管課等 | | |
|-----------|------------|-------------|------------|
| | 松江市 | | 東出雲町 |
| 企画部会 | 政策企画課 | 大橋川治水事業推進課 | 企画商工課 |
| | 総合交通政策室 | 情報政策課 | 総務課 |
| | 秘書広報課 | | |
| 総務部会 | 総務課 | 国際交流課 | 総務課 |
| | 情報公開室 | 人権同和対策課 | 選挙管理委員会事務局 |
| | 人事課 | 選挙管理委員会事務局 | 議会事務局 |
| | 福利厚生室 | 議会事務局・総務課 | 監査委員事務局 |
| | 行政改革推進課 | 監査委員事務局 | |
| | 防災安全課 | 消防・総務課 | |
| | 原子力安全対策室 | | |
| 財政部会 | 財政課 | 税務管理課 | 総務課 |
| | 管財課 | 市民税課 | 町民課 |
| | 契約検査課 | 固定資産税課 | 出納室 |
| | 建設工事監理室 | 出納室 | |
| 産業・観光部会 | 商工課 | 水産振興課 | 企画商工課 |
| | 企業支援課 | 観光文化ブランド推進課 | 農林建設課 |
| | 定住雇用推進課 | 歴史資料館整備室 | |
| | 農業企画課 | 観光振興課 | |
| | 農林課 | | |
| 健康福祉・保険部会 | 保健福祉課 | 健康まちづくり課 | 保健福祉課 |
| | 監査指導課 | 子育て支援センター | 教育委員会 |
| | 子育て課 | 市民生活相談課 | 企画商工課 |
| | 介護保険課 | 市民活動センター | 町民課 |
| | 障害者福祉課 | 男女共同参画課 | |
| | 生活福祉課 | 市民課 | |
| 環境部会 | 健康推進課 | 保険年金課 | |
| | 環境保全課 | 清掃業務課 | 農林建設課 |
| | 環境企画課 | 水道局業務部総務課 | 上下水道課 |
| | リサイクル都市推進課 | 水道局工務部建設課 | |
| 建設・都市計画部会 | 環境施設建設課 | | |
| | 都市計画課 | 国県事業推進課 | 農林建設課 |
| | まちづくり推進課 | 建築課 | 上下水道課 |
| | 都市景観課 | 河川課 | |
| | 建築指導課 | 土地対策課 | |
| | 公園緑地課 | 下水道業務課 | |
| | 管理課 | 下水道工務課 | |
| 教育部会 | 土木課 | | |
| | 教育総務課 | 学校管理課 | 教育委員会 |
| | 教職員課 | 生涯学習課 | |
| | 学校教育課 | 人権同和教育課 | |
| | 特別支援教育課 | 青少年支援センター | |
| | 小中一貫教育推進課 | 文化財課 | |
| 学校給食課 | スポーツ課 | | |

報告（ 6 ）

松江市・東出雲町合併任意協議会委員の報酬に関する規程の制定について

松江市・東出雲町合併任意協議会規約第 17 条第 2 項の規定に基づき、松江市・東出雲町合併任意協議会委員の報酬に関する規程を別紙のとおり定めたので報告する。

平成 21 年 12 月 1 日報告

松江市・東出雲町合併任意協議会会長 松 浦 正 敬

(別紙)

松江市・東出雲町合併任意協議会委員の報酬に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、松江市・東出雲町合併任意協議会規約(以下「規約」という。)第17条第2項の規定に基づき、松江市・東出雲町合併任意協議会(以下「協議会」という。)の委員の報酬について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 規約第17条第1項で規定する報酬の額は、日額6,500円とする。

(委任)

第3条 この規程に定めるもののほか、協議会の委員の報酬について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

議案（１）

松江市・東出雲町合併任意協議会会議運営規程の制定について

松江市・東出雲町合併任意協議会規約第９条第３項の規定に基づき、松江市・東出雲町合併任意協議会会議運営規程を別紙のとおり定める。

平成２１年１２月１日提出

松江市・東出雲町合併任意協議会会長 松 浦 正 敬

(別紙)

松江市・東出雲町合併任意協議会会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、松江市・東出雲町合併任意協議会規約第9条第3項の規定に基づき、松江市・東出雲町合併任意協議会の会議(以下「会議」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 会議は、公開を原則とする。ただし、出席委員の半数以上の賛同があるときは、非公開とすることができる。

2 会議の運営は、公平、公正に行わなければならない。

3 会議は、円滑かつ効率的に議事が運営されるよう努めなければならない。

(会長等の責務)

第3条 会長は、会議の議長として、副会長と連携しながら、迅速かつ能率的に会議を運営することに努めなければならない。

2 委員は、会議に積極的に参画し、円滑な議事運営に協力しなければならない。

(会議の開閉等)

第4条 会議の開会及び閉会は、議長が宣告するものとする。

2 委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

(議事の進行)

第5条 会議の議事は、全会一致をもって進めるものとする。

(傍聴)

第6条 会議は、傍聴することができる。

2 会議の傍聴については、会長が会議に諮り別に定める。

(会議録の調製)

第7条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調製するものとする。

(1) 会議の開催日時及び会場

(2) 会議の出席委員等の氏名

(3) 議題及び議事の要旨

(4) その他議長が認めた事項

(会議録等の公開)

第8条 会議録及び会議に提出された文書は、原則公開とする。ただし、非公開会議の議事に関する記録は公開せず、委員についても同議事の内容について、守秘義務を負うものとする。

2 前項の公開は、議長が定める方法により行うものとする。

(規律)

第9条 何人も、会議中みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

2 会議場において、資料、新聞紙、文書等を配布するときは、議長の許可を得なければならない。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項については、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

議案（２）

松江市・東出雲町合併任意協議会会議傍聴規程の制定について

松江市・東出雲町合併任意協議会会議運営規程第６条第２項の規定に基づき、松江市・東出雲町合併任意協議会会議傍聴規程を別紙のとおり定める。

平成２１年１２月１日提出

松江市・東出雲町合併任意協議会会長 松 浦 正 敬

(別紙)

松江市・東出雲町合併任意協議会会議傍聴規程

(趣旨)

第1条 この規程は、松江市・東出雲町合併任意協議会会議運営規程第6条第2項の規定に基づき、松江市・東出雲町合併任意協議会の会議(以下「会議」という。)の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 会議の傍聴人の定員は、20人とする。ただし、会場の都合により、議長は定員の数を増減することができる。

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所、氏名を傍聴人受付票に記入しなければならない。

2 傍聴人の受付は、会議開催予定時刻の30分前から先着順に行う。ただし、その時点で傍聴希望者が前条で規定する定員を超えたときは、くじ引きで傍聴人を決する。

(傍聴席)

第4条 傍聴人は、事務局が指定する傍聴席に着席しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第5条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、棒その他他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすと認められる者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席において次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと
- (2) 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと
- (3) 会議の会場内において、鉢巻、ゼッケン等を着用し示威的行為をしないこと
- (4) 飲食及び喫煙をしないこと
- (5) みだりに席を離れないこと
- (6) 不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと
- (7) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしないこと

(写真、ビデオ等の撮影及び録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りではない。

(職員の指示)

第8条 傍聴人は、すべて職員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 傍聴人がこの規程に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、必要な措置を講ずることができる。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか傍聴の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

議案（３）

協議会の具体的所掌事務及び検討スケジュールについて

協議会の具体的所掌事務及び検討スケジュールを下記のとおり定める。

平成 21 年 12 月 1 日提出

松江市・東出雲町合併任意協議会会長 松 浦 正 敬

記

- 1．両市町の合併に向けた課題の調整
 両市町の事務事業の実態調査
 合併に関する協議項目の調整
- 2．法定協議会設置の準備に必要な事項の協議
 設立目標時期 協議する事項 規約（案）の作成
- 3．両市町の住民への協議経過等の情報提供
 任意協議会だよりの発行
 両市町のホームページにより周知
- 4．検討スケジュール
 （資料１）

松江市・東出雲町合併任意協議会のスケジュールイメージ図

(発足時点)

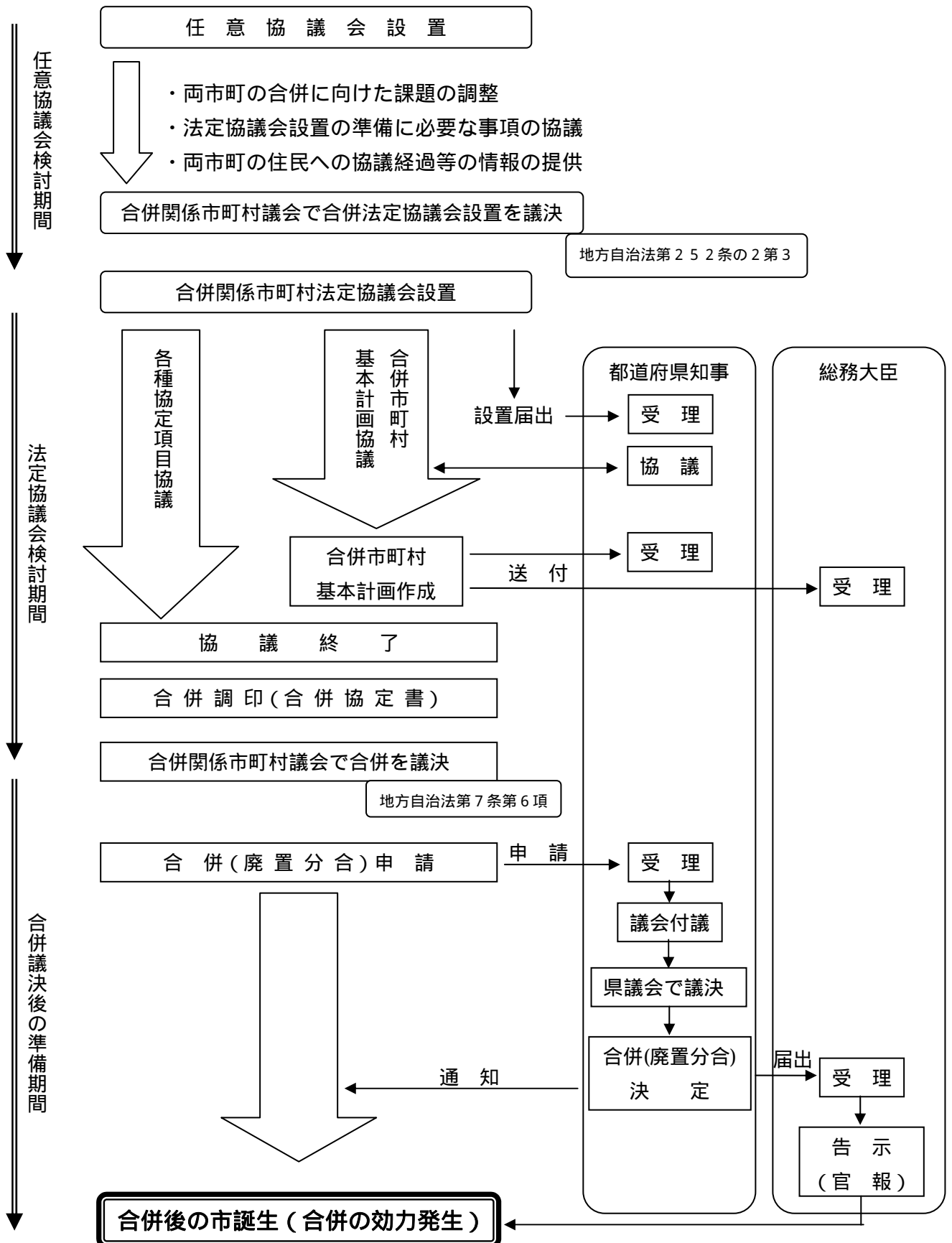
| | | 平成21年12月 | | 平成22年1月 | | 2月～3月 | |
|------------------------|--------------------------------------|-----------------------------------|---|---|--|--|--|
| | | 第1回協議会 | 第2回 | 第3回 | 第4回 | 第5回、第6回 | |
| 1.協議・検討項目 (合併調整項目等) | 任意協議会の設置 → | (1)提案項目 -----> 合併協議項目及び調整方針 | (2)提案項目 -----> No.1合併方式 2合併期日 3市の名称 4町・字の区域・名称 5事務所の位置 6財産・債務の取扱い 7議員定数・任期 8農業委員会委員 10特別職の身分 11一般職の身分 15地域協議会の設置 20消防団 | 第2回提案項目の協議・決定 -----> (3)提案項目 -----> No.9地方税 12条例、規則 13事務組織・機構 14一部事務組合等 16使用料・手数料 17公共的団体等 18補助金・交付金 19慣行の取扱い 21防災関係 22情報公開 23広報・広聴事業 24国民健康保険事業 25介護保険事業 | 第3回提案項目の協議・決定 -----> (4)提案項目 -----> No.26各種健診事業 27児童福祉事業 28高齢者福祉事業 29障害者福祉事業 30民生児童委員 31環境衛生業務 32水道事業 33公共下水道事業 34都市計画区域等 35小中学校の通学区域 36公立幼稚園保育料 37学校給食費 38合併市町村基本計画 | -----> 第4,5,6回提案項目の協議・決定 (5)(6)提案項目 法定協議会について 組織・規約・事業・予算 スケジュール等 | |
| 2.広報等 | | 任意協議会だより発行 | 任意協議会だより発行 | 任意協議会だより発行 | 任意協議会だより発行 | 任意協議会だより発行 | |
| 備考 | 21.11.12 任意協議会の設置要請 (東出雲町 松江市) | | | | | | |

1. 検討項目については、専門部会の作業状況により変更あり。

2. 7.議会の議員の定数及び任期の取扱い 8.農業委員会委員の定数及び任期の取扱い 38.合併市町村基本計画など、任意協議会においても協議は行いが、具体的な調整方針や計画書の作成は法定協議会において行う項目もある。

(参考資料)

合併に伴い想定される任意協議会設置後の協議手順



議案（４）

合併に関する協議項目及びその調整方針について

合併に関する協議項目及びその協議方針について、下記のとおり提案する。

平成 21 年 12 月 1 日提出

松江市・東出雲町合併任意協議会会長 松 浦 正 敬

記

合併に関する協議項目について

（ 7「議会の議員の定数及び任期の取扱い」、8「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い」、38「合併市町村基本計画」などについて協議は行うが、具体的な調整方針や計画案は法定協議会で協議する項目も含む。）

1 合併の方式に関すること

合併の方式については、「新設合併」と「編入合併」の 2 つの形態があります。新設合併とは、合併するすべての市町村を廃して、新たに 1 つの市町村を置く場合をいいます。

編入合併とは 1 つの市、町、村の行政区域に別の市、町、村を加える場合をいいます。

2 合併の期日に関すること

合併の期日については、法律上の規定はありません。

しかし、最終的に合併の効力が生ずる官報告示までに、合併協議会での合併市町村基本計画の作成や、その他様々な協議事項の決定、あるいは合併関係市町村の議会や県議会の議決など、かなりの時間を必要とします。

さらに、住民との意見交換及び合意形成、住民生活への影響、合併時に予定される事務事業または公的行事との関係、市町村長・議会議員の任期、合併時の事務事業の移行や引継ぎ等についても十分考慮する必要があります。

また、合併による法人格消滅に伴う決算については、出納整理期間はなく、即日決算であることなども具体的な期日を設定する際には考慮する必要があります。

これらの要素を踏まえ、協議しなければなりません。

3 合併後の市の名称に関すること

合併後の市の名称については、新設合併の場合は合併関係市町村がすべて廃されますので、新しい市の名称を決めなければなりません。

編入合併の場合は、編入する市町村の名称とすることが多いですが、新たに制定することもできます。ただし、この場合には、あらかじめ県知事に協議し、条例でこれを定める必要があります。

市の名称は住民生活の基本となるものであり、また住民の一体感を醸成するとともに、地域の歴史や文化の継承、新たな創造に向けて重要な役割を担うもので、合併協議会の場で十分協議されることとなります。

4 町・字の区域及び名称の取扱いに関すること

町・字の区域や名称は、地域の歴史や文化がしみ込んだ、住民にとって大変愛着の深いものですから、合併しても従来どおり存続させる場合が多いようです。

また、同一または類似する字名等細部については十分に協議する必要があります。

なお、合併の際に町（字）の区域の設定、若しくは廃止、又は町（字）の区域若しくは名称の変更をしようとする場合は、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、県知事に届け出る必要があります。

5 合併後の市の事務所の位置に関すること

新設合併の場合には、新たに事務所の位置を決めなければなりません。位置を定めるにあたっては、地方自治法で「住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署の関係等について適当な考慮を払わなければならない」（地方自治法第4条第2項）とされていますが、このほか防災上の視点、政治・経済の拠点、にぎわい・憩いの拠点などの基準の設定あるいは合併後の市庁舎と旧市町村役場との機能分担をどうするかなど、総合的な観点から合併協議会で協議、決定されることとなります。

編入合併の場合には、通常は編入する合併関係市町村の事務所の位置となります。

どちらの合併方式でも、執務室等を改修する必要がある場合があります。

6 財産及び債務の取扱いに関すること

財産及び債務の取扱いについては、合併後の市町村の一体性の観点から、合併関係市町村が持っていた財産及び債務は、すべて合併後の市に引き継ぐことが原則的な考えとなっています。

7 議会の議員の定数及び任期の取扱いに関すること

議会議員の定数及び任期の取扱いについては、合併関係市町村の住民の意見を合併後の行政に反映させ、合併市町村基本計画の実施を基本とした合併後の市の均衡ある振興整備を図る等の趣旨から、合併後の一定期間に限り、議会の議員の定数や在任に関する特例措置が定められています。この措置を適用するか否か、また特例措置の具体的内容は合併協議会で協議されることになります。

| 区分 | 原則 | 特例措置 | | | |
|------|---|-----------|----|---|------------------------|
| | | 区分 | 内容 | 根拠法令 | |
| 新設合併 | 合併関係市町村の議員はすべて失職するため、合併後の設置の日から50日以内に、合併後の市の人口に基づき算出された定数により合併後の市の議会議員の選挙を行う。 | 定数特例 | 定数 | 設置選挙において、地方自治法第91条第2項に基づく定数の2倍までの範囲で定数を設ける。 | 合併特例法第8条第1項 |
| | | | 任期 | 設置選挙により選出される議員の在任期間 | |
| | | 在任特例 | 定数 | 合併関係市町村の議会の議員で、合併後の市の議会の被選挙権を有することとなる者は、引き続き在任できる。 | 合併特例法第9条第1項 |
| | | | 任期 | 合併関係市町村の協議により、合併後2年を超えない範囲で定める期間 | |
| 編入合併 | 編入する合併関係市町村の議会の議員は在任し、編入される合併関係市町村の議会の議員はすべて失職する。 | 定数特例 | 定数 | 編入する合併関係市町村の議会の議員の在任期間及び合併後最初に行われる一般選挙において、編入する合併関係市町村の定数（旧定数）に人口比率を乗じて得た数をもって、編入される合併市町村ごとに選挙区を設け、増員選挙を行うことができる。 | 合併特例法第8条第2項第3項、第4項、第5項 |
| | | | 任期 | 編入する合併関係市町村の議員の在任期間、及び合併後最初に行われる一般選挙により選出される議員の在任期間 | |
| | | 在任特例と定数特例 | 定数 | 編入される合併関係市町村の議員で、合併後の市の議会の被選挙権を有することとなる者は、引き続き在任できる。この場合は、更に、合併後最初に行われる一般選挙において編入合併定数特例制度を用いることができる。 | 合併特例法第9条第1項第3項 |
| | | | 任期 | 在任特例は、編入する合併関係市町村の議員の在任期間 定数特例は、合併後最初に行われる一般選挙により選出される議員の在任期間 | |

8 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いに関すること

農業委員会は、原則として市町村に1つ置かれ、その委員は、選挙による委員（選挙委員）及び選任による委員（選任委員）によって構成されています。

市町村の合併に伴い、農業委員会の委員について特例措置を用いるときには、以下の場合によってその適用法律、事務手続きが異なりますので十分な注意が必要になります。

| 区 分 | 原 則 | 特 例 措 置 | | |
|---|---------|---|--|----------------------------------|
| | | 内 容 | 根拠法令 | |
| 合併市町村の区域に 1つの農業委員会を 置く場合 | 新設合併 | 合併関係市町村の委員は、すべて失職するため、新たに委員を選出することになる。 | 合併関係市町村の選挙委員のうち、合併関係市町村の協議により10人～80人の範囲で定める数の者に限り、在任可能 | 農業委員会法第3条第1項 合併特例法第11条第1項、第2項 |
| | | | 合併関係市町村の協議により合併後1年を超えない範囲で定める期間 | |
| | 編入合併 | 編入する合併関係市町村の委員は在任し、編入される合併関係市町村の委員はすべて失職する。 | 編入される合併関係市町村の選挙委員のうち合併関係市町村の協議により40人以内の範囲で定める数の者に限り、在任特例 | 農業委員会法第3条第1項 合併特例法第11条第1項、第2項 |
| | | | 編入する合併関係市町村の選挙委員の在任期間 | |
| 合併関係市町村に従前置かれていた区域をその区域として、2つ以上の農業委員会を設置する場合 | 新設・編入合併 | | 従前の農業委員会がそのまま存続し、従前の農業委員会の委員が、引き続き、存続する農業委員会の委員となる | 農業委員会法第3条第2項、第34条第1項、第2項 |
| | | | 従前の任期の在任期間 | |
| 合併関係市町村に従前置かれていた区域をその区域としない、2つ以上の農業委員会を設置する場合 | 新設・編入合併 | | 合併関係市町村の選挙委員のうち、合併関係市町村の協議により、各区域ごとに、10人～80人の範囲で定める数の者に限り、在任可能 | 農業委員会法第3条第2項 合併特例法第11条第3項 |
| | | | 合併関係市町村の協議により合併後1年を超えない範囲で定める期間 | |

9 地方税の取扱いに関する事

現行の地方税法上、市町村が課することのできる税は、市町村民税、固定資産税、軽自動車税などの普通税と、特別土地保有税、国民健康保険税、都市計画税などの目的税があります。このうち「市町村たばこ税」以外は、税によって税率が異なっている場合や、課税する税目が異なっている場合があります。

こうした場合、合併後、直ちに合併後の市の全区域にわたって均一の課税をすることにより、住民負担に均衡を欠く恐れもあることから、合併特例法では「合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として課税をしないこと又は不均一の課税をすることができる」(合併特例法第16条第1項)とされており。

合併協議会では、合併後、不均一課税をするか否か、また不均一課税をする場合は、その税目、実施時期等について協議していくことになります。

10 特別職の身分の取扱いに関する事

「新設合併における合併関係市町村」及び「編入合併における編入される合併関係市町村」においては、市町村の法人格が消滅するため、市町村長、副市町村長、各種委員会委員等の特別職は失職することになります。

しかし、合併に関与した市町村の特別職の職員が失職することにより、合併後の事務の推進に支障が生じる可能性もあることから、特別職の職員をどのように処遇するかについては、合併協議会で協議することになります。

11 一般職の職員の身分の取扱いに関する事

「新設合併における合併関係市町村」及び「編入合併における編入される合併関係市町村」においては、一般職の職員が勤務していた市町村の法人格が消滅するため、当該職員は失職することになります。

こうした不合理を避けるために、合併特例法において、「合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職に在る合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない」(合併特例法第12条第1項)と定められており、合併協議会において合併関係市町村の一般職の職員を合併後の市の職員として引き継ぐ旨の取り決めを行うことが必要となります。

12 条例、規則等の取扱いに関する事

【新設合併の場合】

合併関係市町村が消滅するので、それまで施行されていた条例、規則等はすべて失効し、合併後の市の条例、規則等が施行されることとなります。ただし、合併後の市の条例、規則等が施行されるまでの間は、合併後の市の長の職務執行者は従来その地域に施行されていた条例、規則等を当該地域に引き続き施行することができることとされており。なお、合併後の市の長の職務執行者は、必要と認めるときは、新しい条例を専決処分により制定して施行することもできます。

いずれにしても、合併協議会において合併後、どのような条例、規則等を暫定的に適用するの

か、あるいは合併後の市の長の職務執行者が専決処分によってどのような条例を制定するのかなど、十分協議しておく必要があります。

【編入合併の場合】

編入される合併関係市町村の条例・規則は原則失効し、編入する市町村の条例・規則が適用されます。この場合、編入する合併関係市町村は、合併協議会によって定めた各種特例のうち条例、規則等で定める必要のあるものの処理（税の不均一課税等）、新たに編入する市町村の施設として設置するための条例、規則等の整備を行うこととなります。

1 3 事務組織及び機構の取扱いに関すること

【新設合併の場合】

合併前の市町村の組織や機構は法的には消滅することから、条例や規則等に基づいて、組織や機構を新たに設置する必要があります。

その整備は、合併後の市の市長職務執行者のもとで行われることとなりますが、その内容（本庁組織、出先機関、附属機関など）については、合併協議会においてあらかじめ方針を定め、合併後の事務処理に支障のないよう準備を進めておく必要があります。

【編入合併の場合】

編入する市町村の組織や機構が、編入される市町村の事務に対応できるように、必要に応じて機構改革を行い、円滑に事務引き継ぎができるための措置が必要となります。

1 4 一部事務組合等の取扱いに関すること

消防、病院などの一部事務組合や広域連合（組合等という）を構成する市町村が合併を行う場合には、当該組合等の脱退、加入の手續や規約変更の手續が必要となります。

また、合併関係市町村が構成市町村を包括する場合は、当該組合等は構成市町村とともに消滅します。

なお、合併を契機として、組合等の再編及び統合を行うことが考えられますが、この場合の財産処分等について十分協議を行う必要があります、特に県や構成市町村と調整を図る必要があります。

この他、各種の法定審議会等、土地開発公社、第三セクター等の取扱いについても十分協議を行う必要があります。

1 5 地域協議会の設置に関すること

合併前の関係市町村の協議により、旧市町村の区域ごとに、合併市町村の長の諮問により審議又は必要な事項につき意見を述べる審議会（地域協議会）を置くことができると規定しています。（合併特例法第22条第1項）

合併協議会では、地域協議会の設置の有無、及び構成員の定数、任期等について協議する必要があります。

16 使用料、手数料等の取扱いに関する事

合併関係市町村の間で同一目的の施設や、同一種類の事務に関して、その使用料、手数料については、条例や規則で定めることになっておりますので、関係条例等の取扱いを含めて、合併後の取扱いを協議することになります。

17 公共的団体等の取扱いに関する事

公共的団体等とは、合併関係市町村の区域内にある、農業協同組合、森林組合、その他の協同組合、商工会等の産業経済団体、婦人会等の文化事業団体等の公共的活動を営むすべての団体を含み、法人たると否とを問わず、地方自治法第157条の公共的団体等とその範囲は同じです。

地方自治法では、「地方公共団体の長は、区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、指揮監督することができる」(地方自治法第157条第1項)とあります。

また、合併特例法では「公共的団体等は、市町村の合併に際し、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るよう努めなければならない」(合併特例法第65条第7項)とされております。

したがって、できるだけ公共的団体等の統合がされるよう合併協議会において検討しておくことが適当と考えられます。

18 補助金、交付金等の取扱いに関する事

合併関係市町村においては、それぞれの施策として各種団体に対して補助金や交付金等を交付していますので、合併に際しては、これらの制度の調整が必要となります。それぞれの制度の経緯や実情を踏まえて、これから検討していく合併後の市の振興にどのように役立っていくのかを明確にするとともに、合併後の市の財政状況等に配慮しつつ取扱いを検討することになります。

19 慣行の取扱いに関する事

市町村章、市町村民憲章・宣言、市町村の花・木・鳥・歌等、各種行事等の各市町村の慣行につきましては、地域の伝統文化との強い結びつきや愛着の深いものがあります。これらの慣行については、地域の特性や個性、住民生活に十分配慮しつつ、一方では合併後の市の一体性の確保といった観点にも留意しながら、取扱いを協議していくことになります。

20 消防団の取扱いに関する事

消防団は、合併時に統合することが適切であるとされております。ただし、各市町村において組織構成、待遇等が異なるので、暫定的に従来のままとし、順次、改編していく方法も考えられます。

21 防災関係の取扱い

防災会議、地域防災計画、水防計画などの取扱いを協議していくことになります。

2 2 情報公開等の取扱い

合併後の市の情報公開制度、個人情報保護制度について協議していくことになります。

2 3 広報、広聴事業の取扱い

合併後の市の広報（配布方法等）、広聴事業の取扱いについて協議していくことになります。

2 4 国民健康保険事業の取扱いに関する事

国民健康保険は、市町村が保険者となって、住民から保険料（税）を徴収して運営していますが、保険制度の運営状況が異なるため、負担割合が異なっています。このため、地方税の取扱いと同様に不均一課税とすることができますが、当該制度の趣旨から、できるだけ早く統一していくことが適当です。また、給付制度の相違も見られ、その取扱いも協議していくことになります。

2 5 介護保険事業の取扱い

介護保険は、市町村が保険者となって、住民から保険料を徴収して運営していますが、保険制度の運営状況等が異なるため、保険料の額や納期が異なっています。このため、できるだけ早く統一していくことが適当です。また、給付制度の相違も見られ、その取扱いも協議していくことになります。

2 6 各種健診事業の取扱い

各種健診事業について、その対象者、実施方法、受診料などが異なるため、その取扱いについて協議していくことになります。

2 7 児童福祉事業の取扱い

児童福祉関係事業について、子育て支援の観点から協議する必要があります。保育所保育料、学童保育、乳幼児等医療費助成制度などの取扱いについて協議していくことになります。

2 8 高齢者福祉事業の取扱い

介護保険以外の高齢者福祉事業の取扱いについて協議していくことになります。

2 9 障がい者福祉事業の取扱い

合併後の市の障がい者福祉事業の取扱いについて協議していくことになります。

3 0 民生児童委員の取扱い

合併後の市の民生児童委員の取扱いについて協議していくことになります。

3 1 環境衛生業務に係る手数料等の取扱い

指定ごみ袋代金、ごみの分別の種類及び方法、ごみの収集回数などの取扱いについて協議していくことになります。

3 2 水道事業等の取扱い

合併後の市の上水道事業及び簡易水道事業の取扱いについて協議していくことになります。

3 3 公共下水道事業等の取扱い

合併後の市の公共下水道事業、農業集落排水事業及び市町村設置型合併処理浄化槽事業の使用料、受益者負担・分担金などの取扱いについて協議していくことになります。

3 4 都市計画区域等の取扱い

合併後の市の都市計画区域、都市計画マスタープラン、都市計画審議会の取扱いについて協議していくことになります。

3 5 小中学校の通学区域等の取扱い

合併後の市の小中学校の通学区域などの取扱いについて協議していくことになります。

3 6 公立幼稚園保育料等の取扱い

合併後の市の公立幼稚園保育料などの取扱いについて協議していくことになります。

3 7 学校給食費の取扱い

合併後の市の公立幼稚園、小中学校の給食費の取扱いについて協議していくことになります。

3 8 合併市町村基本計画に関すること

合併後の市の基本計画は、合併関係市町村のそれぞれの基本構想を踏まえつつ、合併協議会が作成するものであり、合併に際し、住民に合併後のまちづくりに関するビジョンを示し、これによって住民が合併の適否を判断するという、いわば合併後の市のマスタープランとしての役割を果たすものであります。

合併協議項目の調整方針について

1 検討に当たっての基本的視点

市町村合併に当たっては、住民サービスや住民負担の水準をどのように定めるか、一つひとつ具体的に検討しなければなりません。その検討の際には次の点を考慮する必要があります。

- (1) 地方分権時代にふさわしい行政のあるべき姿の視点
- (2) 両市町の住民の理解が得られるかという視点
- (3) 両市町の特色を活かした施策により相乗効果が発揮され、合併後の市域全体の振興を図るという視点

2 調整の基本的原則

(1) 一体性確保の原則

合併後の市民生活に支障のないよう速やかな一体性の確保に努めます。

(2) 住民福祉向上の原則

住民サービス及び住民福祉の維持向上に努めます。

(3) 負担公平の原則

負担公平の原則に立った調整に努めます。

(4) 健全な財政運営の原則

合併後の市における健全財政の確保に努めます。

(5) 行政改革推進の原則

行政改革の観点から事務事業の見直しに努めます。

(6) 適性規模準拠の原則

合併後の市の規模に見合った事務事業の見直しに努めます。

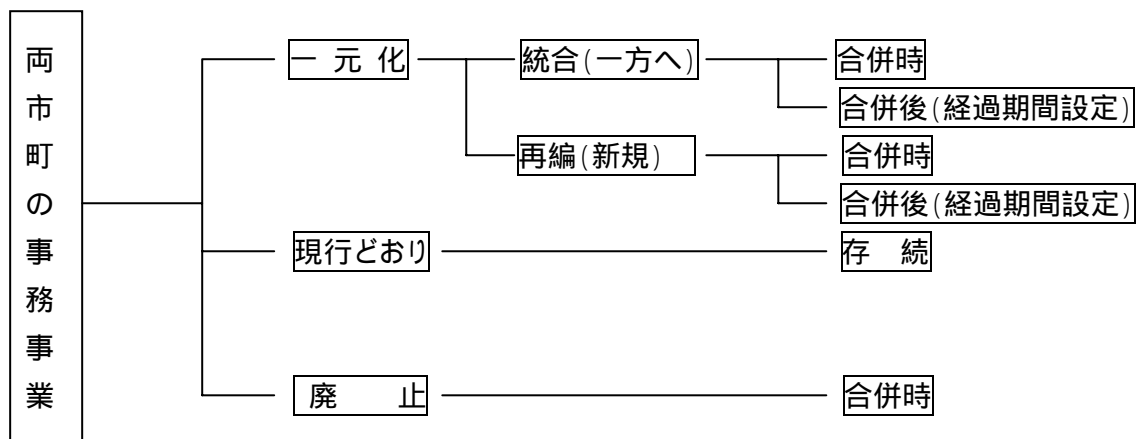
(7) 情報公開の原則

事務事業の現況や、調整方針案について広く情報を公開し、住民との情報共有に努めます。

3 調整の基本的な考え方

- (1) 事務事業の調整が必要な項目の協議に当たっては、これまでの両市町が歩んできた行政運営の歴史、経過を尊重しつつ、合併後の市における速やかな融合一体化の推進と住民サービスの向上、新たなまちづくりに結びつくように進めます。
- (2) これまでの行政運営において住民に理解を得てきた事業計画や、国・県等関係行政機関との協定内容は、原則として合併後の市に引き継ぎます。
- (3) 住民生活に大きな影響のある項目については試算等を行いながら調整します。
- (4) 単に料金や回数等の違いのみでなく、行政サービスの質、対象範囲、影響を及ぼす人口、社会経済情勢などを十分考慮して調整します。
- (5) 各項目の基本方針を協議することとし、詳細については、行政レベルで調整を図ります。

【事務事業調整の基本的区分】



議案（５）

平成 21 年度松江市・東出雲町合併任意協議会歳入歳出予算について

平成 21 年度松江市・東出雲町合併任意協議会歳入歳出予算

平成 21 年度松江市・東出雲町合併任意協議会予算を次のとおり定める。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8,320 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）

第 2 条 歳出予算の各款の経費の金額は、必要に応じて流用することができる。

平成 21 年 12 月 1 日提出

松江市・東出雲町合併任意協議会会長 松 浦 正 敬

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

| 款 | 項 | 金額 |
|-------|--------|-------|
| 1 負担金 | 1 負担金 | 8,319 |
| 2 諸収入 | 1 預金利子 | 1 |
| 歳入合計 | | 8,320 |

歳出

(単位：千円)

| 款 | 項 | 金額 |
|-------|---------|-------|
| 1 運営費 | 1 会議費 | 1,736 |
| | 2 事務局費 | 1,374 |
| 2 事業費 | 1 事業推進費 | 5,210 |
| 歳出合計 | | 8,320 |

予 算 に 関 す る 説 明 書

平成21年度 歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

| 款 | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 比較 |
|-------|--------|--------|-------|
| 1 負担金 | 8,319 | | 8,319 |
| 2 諸収入 | 1 | | 1 |
| 歳入合計 | 8,320 | 0 | 8,320 |

歳出

(単位：千円)

| 款 | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 比較 | 本年度予算額の財源内訳 | | | |
|-------|--------|--------|-------|-------------|-----|-----|-------|
| | | | | 特定財源 | | | 一般財源 |
| | | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | |
| 1 運営費 | 3,110 | | 3,110 | | | | 3,110 |
| 2 事業費 | 5,210 | | 5,210 | | | | 5,210 |
| 歳出合計 | 8,320 | 0 | 8,320 | 0 | 0 | 0 | 8,320 |

2. 歳入

(款) 1 負担金

(項) 1 負担金

(単位：千円)

| 目 | 本年度 | 前年度 | 比較 | 節 | | 説明 | | | | | | | | | |
|-------|----------|----------|-------|-------|-------|---|--|----------|----------|-----|-------|-------|------|-------|-----|
| | | | | 区分 | 金額 | | | | | | | | | | |
| 1 負担金 | 8,319 | | 8,319 | 1 負担金 | 8,319 | 松江市 5,959 東出雲町 2,360 内訳 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>均等割(50%)</th> <th>人口割(50%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>松江市</td> <td>2,080</td> <td>3,879</td> </tr> <tr> <td>東出雲町</td> <td>2,080</td> <td>280</td> </tr> </tbody> </table> | | 均等割(50%) | 人口割(50%) | 松江市 | 2,080 | 3,879 | 東出雲町 | 2,080 | 280 |
| | 均等割(50%) | 人口割(50%) | | | | | | | | | | | | | |
| 松江市 | 2,080 | 3,879 | | | | | | | | | | | | | |
| 東出雲町 | 2,080 | 280 | | | | | | | | | | | | | |
| 項 計 | 8,319 | 0 | 8,319 | 0 | 8,319 | | | | | | | | | | |

(款) 2 諸収入

(項) 1 預金利子

(単位：千円)

| 目 | 本年度 | 前年度 | 比較 | 節 | | 説明 |
|--------|-----|-----|----|--------|----|--------|
| | | | | 区分 | 金額 | |
| 1 預金利子 | 1 | | 1 | 1 預金利子 | 1 | 預金利息 1 |
| 項 計 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | |

3. 歳出

(款) 1 運営費 (項) 1 会議費

(単位：千円)

| 目 | 本年度 | 前年度 | 比較 | 本年度財源内訳 | | | | 節 | | 説明 | |
|-------|-------|-----|-------|---------|-----|-----|-------|------------------|-------|---------|-------|
| | | | | 特定財源 | | | 一般財源 | 区分 | 金額 | | |
| | | | | 国県 | 地方債 | その他 | | | | | |
| 1 会議費 | 1,736 | | 1,736 | | | | 1,736 | 1 報酬 | 702 | 協議会開催経費 | 1,395 |
| | | | | | | | | 1 1 需用費 | 66 | 任意協議会6回 | |
| | | | | | | | | 1 2 役務費 | 86 | 首長会3回 | |
| | | | | | | | | 1 3 委託料 | 341 | 議事録作成費 | 341 |
| | | | | | | | | 1 4 使用料及び 賃借料 | 541 | 協議会6回分 | |
| 項 計 | 1,736 | 0 | 1,736 | 0 | 0 | 0 | 1,736 | | 1,736 | | |

(款) 1 運営費 (項) 2 事務局費

(単位：千円)

| 目 | 本年度 | 前年度 | 比較 | 本年度財源内訳 | | | | 節 | | 説明 | |
|--------|-------|-----|-------|---------|-----|-----|-------|--------------------|-------|-----------|-----|
| | | | | 特定財源 | | | 一般財源 | 区分 | 金額 | | |
| | | | | 国県 | 地方債 | その他 | | | | | |
| 1 事務局費 | 1,374 | | 1,374 | | | | 1,374 | 1 1 需用費 | 382 | 事務局管理運営費 | 421 |
| | | | | | | | | 1 2 役務費 | 39 | 事務局備品購入費 | 153 |
| | | | | | | | | 1 8 備品購入費 | 153 | 臨時職員賃金負担金 | 800 |
| | | | | | | | | 1 9 負担金補助 及び交付金 | 800 | | |
| 項 計 | 1,374 | 0 | 1,374 | 0 | 0 | 0 | 1,374 | | 1,374 | | |

(款) 2 事業費

(項) 1 事業推進費

(単位：千円)

| 目 | 本年度 | 前年度 | 比較 | 本年度財源内訳 | | | | 節 | | 説明 |
|---------|-------|-----|-------|---------|-----|-----|-------|---------|-------|--|
| | | | | 特定財源 | | | 一般財源 | 区分 | 金額 | |
| | | | | 国県 | 地方債 | その他 | | | | |
| 1 事業推進費 | 5,210 | | 5,210 | | | | 5,210 | 1 3 委託料 | 5,210 | パンフレット作成経費 800 住民用 1 回 広報誌作成経費 4,410 95,000部×6回 (新聞折込) |
| 項 計 | 5,210 | 0 | 5,210 | 0 | 0 | 0 | 5,210 | | 5,210 | |